

# 確定拠出型年金制度の税制検証

## - 企業と個人の立場から -

社会研究部門 松浦 民恵

1999年12月、自由民主党の税制改正大綱により、確定拠出型年金制度の具体的な仕組みと税制上の措置が示された。今後、2000年度中の導入を目指して、さらに細部が詰められる見通しである。

図表 - 1 に、制度の概要を示した。制度の対象は企業の従業員と自営業者等で、専業主婦や公務員は対象外となっている。制度は、企業型年金（企業拠出のみ）と個人型年金（個人拠出のみ）に区分されており、企業型年金は企業が、個人型年金は国民年金基金連合会が実施することになっ

ている。いずれのタイプも年金資産は個人別に管理され、その運用指図は加入者本人が行う。60歳到達等、一定の受給要件を満たした場合は、一時金もしくは年金が給付される。それ以前の年金資産の引出しは、厳格に制限される予定である。離転職の際には、転職先の確定拠出型年金制度や国民年金基金連合会の勘定（つなぎ勘定）への年金資産移管が認められ、移管によって税制面で不利にならないよう配慮されている。

図表-1 確定拠出型年金制度の概要

	企業型年金	個人型年金
制度の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業（実施するかどうかは任意）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金基金連合会</li> </ul>
加入の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の従業員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自営業者等</li> <li>企業の従業員（ただし、確定給付型の企業年金等および確定拠出型の企業型年金がない場合のみ）</li> </ul>
加入	<ul style="list-style-type: none"> <li>労使合意等による規定に基づき加入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入者本人の申請により加入</li> </ul>
拠出	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業拠出のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人拠出のみ</li> </ul>
運用指図	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入者本人が行う</li> </ul>	
非課税移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>離転職時の年金資産の移管においても税制措置継続</li> </ul>	
給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給要件を満たした場合に、年金又は一時金で給付（一定の要件以外は引き出し不可）</li> </ul>	
【税制上の取扱い】		
拠出限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定給付型の企業年金等がない場合 →年 43万 2,000円（月3万 6,000円）</li> <li>確定給付型の企業年金等がある場合 →年 21万 6,000円（月 1万 8,000円）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自営業者等→年 81万 6,000円（月6万 8,000円）（ただし、国民年金基金に加入している場合は、その掛金額を控除した額）</li> <li>企業の従業員→年 18万円（月 1万 5,000円）</li> </ul>
課税	拠出時	<ul style="list-style-type: none"> <li>非課税（損金算入）</li> </ul>
	運用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税（特別法人税（2001年3月まで凍結中））</li> </ul>
	給付時	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税（年金の場合は公的年金等控除適用／一時金の場合は退職所得課税適用）</li> </ul>

（資料）自由民主党「平成12年度税制改正大綱」より、ニッセイ基礎研究所作成

確定拠出型年金制度がインパクトのあるものになるかどうかは、税制によるところが大きいと、従来からその取扱いが注目されてきた。その税制が見えてきた今、ユーザーとなる企業や個人は、この制度をどのように捉えればいいのか。本稿では、企業、個人それぞれの立場から、確定拠出型年金制度の内容について、特に税制の取扱いを中心に考えてみたい。

## 1. 企業の立場からの検証

### (1) 確定拠出型年金制度への移行

#### 開かれた移行への扉

そもそも、退職金の積立不足への対応策の一つとして、確定拠出型年金制度が注目されたのが、制度導入論議のスタートだった。また、2000年度決算から新会計基準が適用されるため、企業は退職金の積立不足を公開しなければならなくなる。確定拠出型年金制度の導入が急がれた背後には、このような事情もある。

今回の税制改正大綱には、確定給付型の企業年金や退職給与引当金からの、確定拠出型年金制度への移行について、次のような内容が明記されている。

- 企業型年金を実施する企業は、労使合意により、移管可能限度額の範囲内で、退職給与制度における引当金並びに厚生年金基金及び適格退職年金の過去期間分に係る年金資産を、確定拠出型年金の企業型年金に移管することができる。
- 確定給付型年金等から確定拠出型年金への移行に伴う所要の税制上の措置を講ずる。

このように、条件付きであるものの、少なくとも税制面においては、確定拠出型への移行の道が開けたといえる。

税制改正大綱では、確定給付型企業年金等のあ

る企業の拠出限度額が年21万6,000円とされている一方で、移管可能限度額については数値が明示されていない。いずれにしても一定の限度が設けられることになるので、実際には、確定給付型企業年金等の一部について、確定拠出型年金制度への移行が検討されることになるだろう。

「確定拠出型年金制度導入 = 退職金の積立不足解消」ではない

ただ、当然のことながら、「確定拠出型年金制度導入 = 退職金の積立不足解消」という単純な図式にはならない。そもそも、確定拠出型年金制度への移行は、将来の積立不足増大に歯止めをかけるという点では機能するが、既存の積立不足を解消するものではない。また、確定給付型企業年金等から確定拠出型年金制度への移行の前には、労使交渉をはじめとするさまざまなハードルがある。

確定拠出型年金制度への企業拠出額を、従来の確定給付型企業年金等の給付額と、数理的に等価に設定できたとしても、最終的な給付額が給付時点まで確定しない、運用リスクを従業員本人が担うことになる、といった確定拠出型の特徴が、全ての従業員に歓迎されるとは考えにくい。等価に換算する際に何%の利率を使うかというのも労使の争点の一つになるだろう。確定拠出型年金制度への移行は退職金コストの引き下げとは別の話だが、もしも企業が移行を機に退職金コストの引き下げを図ろうとすれば、労使交渉がますます難航するのは必至である。仮に、確定拠出型への移行について労使合意したとしても、何十年にわたる経過措置期間が必要になる可能性が高い。

企業は、退職金の積立不足の問題について、新会計基準への当面の対応と、長期的な対応を切り分けて考える必要があるだろう。

## (2)退職金制度や福利厚生が多様化への受け皿

確定拠出型年金制度は、退職金の積立不足への対応という側面がとかく強調されがちだが、筆者は、むしろ退職金制度等の多様化の受け皿として、この制度を評価したいと思う。

最近では、松下電器産業をはじめとするいくつかの企業で、退職金として受給するか、給与として受給するかを選択できる仕組みが導入された。確定拠出型年金制度の導入によって、このような選択の仕組みに、一層バリエーションをつけることが可能になると考えられる。

例えば、年金資産の運用は自分で行いたいと希望する新入社員には、確定拠出型を適用し、確定給付型は適用しないというような方式もあり得る。また、従業員の希望を前提に、給与の額を切り下げて、その分を確定拠出型年金制度への拠出に回すというやり方も考えられる。

退職金と給与だけでなく、福利厚生も制度設計の視野に入れていい。一部の企業では、企業の提示した複数の福利厚生メニューから、従業員が一定の財源の範囲で選択することができる、カフェテリアプランと呼ばれる方式を採用している。例えば、このカフェテリアプランのメニューに、確定拠出型年金制度を組み込むことも考えられる。

退職金、給与、福利厚生、そして新しい確定拠出型年金制度に対して、限られた財源を如何に最適に配分すべきなのか。今後、労使の間での議論がさらに高まることが期待される。

## (3)従来の取扱いを引きずった特別法人税課税

### 特別法人税の意味

税制改正大綱には、確定拠出型年金制度に対して特別法人税を課税することが盛り込まれている。

そもそも特別法人税とは、どのような税金なのだろうか。例えば適格退職年金についてみると、企業の掛金は拠出時点で損金に算入されるが、従

業員に対する課税は給付時まで繰り延べられる。

(注：この課税繰り延べは、損金算入の時点で、企業の掛金を従業員が自由に使えるわけではないことに配慮したためである。)

つまり、法人税が減少する時期(損金算入のタイミング)と、所得税が課税される時期(従業員への給付のタイミング)にタイムラグが発生する。そこで、この繰り延べ期間中の遅延利子を、税として徴収しようというのが、特別法人税の制度趣旨である。

特別法人税の税率は、1%(住民税を合わせると1.175%)で、この数値は、従業員に企業の掛金分の給与所得が増加した場合に課されるはずの税額をもとに決められている。具体的には、給与所得者の平均的な税率に、7%という現下の市場金利とはかけ離れた利率をかけて計算されている。

### 見直しが望まれる特別法人税

図表-2で、確定拠出型年金制度と関係の深い制度について、税制の取扱いを比較してみた。ここにある通り、確定給付型の企業年金のうち、厚生年金基金に対しては、年金資産のうち代行部分の2.7倍を超える部分に対して、適格退職年金については年金資産の根元から、特別法人税が課されている。

今回の税制改正大綱の中で、確定拠出型年金制度は、適格退職年金制度に準じ、特別法人税を課すという整理がなされたと考えられる。

しかしながら、計算根拠の中の7%という利率はあまりにも高い。従業員への給与課税が繰り延べられ、企業の掛金も損金算入されるのに、利子だけが徴収されるというのもわかりにくい。

また、特別法人税に関しては、確定拠出型年金制度特有の懸念点もある。特別法人税は、企業年金等を業務として取り扱う法人(生命保険会社や信託会社等)が納税義務を負い、年金資産から代

行納付している。実際のところ、各従業員にこの税額を負担してもらうのは技術的にも不可能なので、企業が特別法人税を負担しているという構図になっている。一方、確定拠出型年金制度の場合は、従業員ごとに勘定が分かれており、従業員に特別法人税の財源を実質的に負担してもらうことも、技術的には可能な仕組みとなっている。このため、確定拠出型年金制度への特別法人税を、企業と従業員のいずれが負担するかという点が、労使の間で新たな火種となるかもしれない。

特別法人税については、既に経済界を中心に度々廃止要望が出され、現在も2000年度中まで税を凍結するといった取扱いとなっている。このような税金を、これから新たにできる確定拠出型年金制度にも課税するべきなのであるだろうか。2001年度税制に関する検討が行われる際に、この点について改めて議論する必要がある。

図表-2 確定拠出型年金制度と関連制度の税制比較

	企業拠出について		個人拠出について		給付時 税制上の取扱い
	拠出時 課金課入の 省減	運用時 従業員の給与所得 課入の省減	拠出時 所得控除の省減	運用時 運用益課税の省減	
厚生年金基金	課金	給与とみなさず 非課税	特例法人税課税の省減 （発行額分の0.7倍まで それを越える部分は 課税）	所得控除【社会保険料控除】 非課税	退職所得課税 又は 雑所得課税 【公的年金專控除】
適格退職年金	課金	給与とみなさず 非課税	課税	一般所得控除【生命保険 料控除】  他の生命保険料と合わせ て、年々10万円まで、それ を越える部分は課税額 給与からの拠出	退職所得課税 又は 雑所得課税 【公的年金專控除】  【ただし、個人拠出分 は非課税】
確定拠出型年 金制度	課金	給与とみなさず 非課税	課税	所得控除  【企業年金の加入従業員 は年々10万円まで、それを 越える拠出は不可】	退職所得課税 又は 雑所得課税 【公的年金專控除】
国民年金基金	-	-	-	所得控除 【社会保険料控除】  【年々1万円、000円まで それを越える拠出は不可】	雑所得課税 【公的年金專控除】

(資料)ニッセイ基礎研究所作成

## 2. 個人の立場からの検証

### (1) 老後のための自助努力支援についてもっと議論を

少子・高齢化の急速な進行にともなって、社会保障制度が従前通りには立ち行かなくなってきた中で、老後保障に対する自助努力の必要性が高まっていると考えられる。実際、公的年金制度については、報酬比例部分の5%適正化・支給開始年齢引き上げ等を内容とする法案が、議論されているところである。

しかしながら、政府の示した確定拠出型年金制度の狙いの中には、社会保障制度の変更について一切触れられていない。1999年7月に公表された案において、あくまでも確定給付型企業年金が普及していない企業の従業員と自営業者に限定して、自助努力支援の必要性が訴えられていた。

この結果、確定拠出型年金制度への個人拠出は、確定給付型も確定拠出型もない企業の従業員と、自営業者等に限定して認められることとなった。

また、自営業者等については、既存の国民年金基金の掛金との合計で限度額（81万6,000円）が設定されている。すなわち、自営業者に対するトータルの税制優遇枠は、今回新たに上乗せされたわけではない。

結局、個人の自助努力に対して税の優遇枠が広がられたのは、企業年金のない企業の従業員に対して許容されることとなった、年18万円だけである。

### (2) 貯蓄優遇税制との関係

個人拠出の対象や拠出限度額が限定されたもう一つの理由として、貯蓄に係る税制との整合性があると考えられる。

貯蓄税制には長い歴史がある。戦後、経済再建のための産業資金として、貯蓄に対する税の優遇が拡大されたが、その後、高度経済成長期を経て、

わが国が有数の貯蓄保有国となってからは、貯蓄を優遇する意義が薄れてきた。むしろ、日米貿易摩擦が外交上の課題となり、内需拡大が求められる中で、1988年には少額貯蓄非課税制度（マル優）の対象が老人貯蓄等に限定されることとなった。また、同年、従来は全体として利子非課税が認められていた財形貯蓄制度についても、財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄といった特定政策目的のある制度だけに、利子非課税の対象が限定されることとなった。

このように、貯蓄に対する税の優遇が縮小の流れにあることが、確定拠出型年金制度の個人拠出への税優遇に対するブレーキになったと推察できる。

確定拠出型年金制度では、60歳以前の途中引出し要件が厳格に制限されようとしている。これは、貯蓄との区分を明確にすることを、配慮した取扱いだと考えられる。このような制限が設けられている制度については、老後のための自助努力支援という特定政策目的のある制度だと位置づけ、一般の貯蓄とは切り離して考える余地があるのではないだろうか。

### (3) 制度普及の足かせとなる個人拠出への特別法人税課税

税制改正大綱には、確定拠出型年金制度の個人拠出に対して、一見奇妙だが、特別「法人」税の課税が盛り込まれている。1の(3)でも述べたとおり、特別法人税は、年金資産への遅延利子であり、従来は確定給付型企業年金等の場合は、実質的に企業が財源を負担している。しかしながら、確定拠出型年金制度の個人型年金において、企業や国民年金基金連合会がこの税金の財源を負担してくれるとは思えない。とすると、個人の勘定からこの税金分が徴収されると考えるしかない。

この取扱いは、従来は税の考え方としては筋が

通っているのかもしれないが、個人の立場からはとても納得できない。特別法人税として1%も年金資産から差し引かれるのなら、いっそのこと通常の金融資産と同様、20%の源泉分離課税を受けた方がましである（ちなみに、金利3%と高めにみても、その20%なら0.6%税金を支払うだけで済む）。

また、自営業者については、確定拠出型年金制度導入後、年81万6,000円の範囲で、既存の国民年金基金と確定拠出型年金制度を比較検討することになる。国民年金基金は、国民年金の付加給付を代行する意味を持つことから、図表-2にある通り、社会保険料と同じ税の優遇が認められている（すなわち、拠出および運用時非課税、給付時課税）。一方で、確定拠出型年金制度に対しては、運用時に実質的に課税されるとなると、両者での公平な選択は難しい。本人が、自ら運用指図をすることができるといった税制以外の特徴をよほど気に入らない限り、確定拠出型年金制度でなく、国民年金基金に加入しようと思うだろう。

個人拠出に対する、この種の遅延利子徴収は、制度普及に致命的な足かせとなる。前述した通り、確定拠出型年金制度への特別法人税課税について、再検討されることが望まれる。

### 3. 今後の議論に向けて

何らかの政策を進めようとする手法の一つとして、税制はきわめて重要な役割を担っている。税制から聞こえてくる政策的メッセージには、企業や個人を誘導する力がある。

確定拠出型年金制度の税制が伝える政策的メッセージは何なのだろうか。

そもそも確定拠出型年金制度の導入論議の背景には、退職金の積立不足への対応、老後保障における自助努力の必要性の高まりへの対応、年金資産のポータビリティ（携行性）確保による労働移

動への対応等々、さまざまな狙いがあった。

確かに、今回の税制改正大綱には、これらの思惑への配慮が痛いほど読み取れる。しかし、逆に、いろいろなことに配慮したことで政策的なメッセージがわかりにくくなってしまった面もある。

また、社会保障制度の変更をうけて自助努力支援をどう考えるべきか、従来の退職給付制度の枠組みや税制をどのように再編していくべきか、といった議論に先行して導入しようとしているために、基本的に既存の枠組みの範囲で税制の取扱いが決めざるを得なかったという事情もある。

今後、公的年金制度の改正や、退職給付制度を包括的に規制しようとする企業年金法創設の検討の中で、老後のための自助努力支援の必要性は如何、退職給付制度再編の方向性は如何といった議論を尽くす必要がある。そして、このような根本の議論に立ち戻った上で、改めて確定拠出型年金制度の位置づけを考えるべきだろう。そうすれば、特に個人拠出の適用対象（企業年金のない従業員と自営業者等だけでいいのか）、拠出限度の設定、特別法人税の課税といった点について、再考の余地が出てくるのではないだろうか。

-----  
参考文献：

吉牟田勲『法人税法詳説 - 立法趣旨と解釈 - 』

中央経済社、平成9年

山本守之『法人税の理論と実務』中央経済社、

平成5年

ニッセイ基礎研究所『労働省委託研究 勤労者拠

出型年金制度研究会報告書』平成9年

- ・ 本レポート記載のデータは各種の情報源から入手、加工したものです。その正確性と完全性を保障するものではありません。
- ・ 本レポート内容について、将来見解を変更することもあります。
- ・ 本レポートは情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、契約の締結や解約を勧誘するものではありません。なお、ニッセイ基礎研究所に対する書面による同意なしに本レポートを複写、引用、配布することを禁じます。

Copyright © ニッセイ基礎研究所 1996 All Rights Reserved